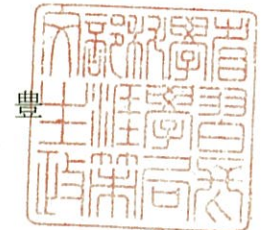




30文科生第332号
平成30年7月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和



(印影印刷)

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について（通知）

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成28年度には12万件を超えており、5年前と比べて倍増しています。また、児童虐待により年間約80人もの子供の命が失われています。

本年3月に東京都目黒区で発生した5歳（当時）女兒が虐待を受けて亡くなった児童

虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、今後の方向性について、関係府省庁と共有し、政府一体となって児童虐待防止対策に取り組むため、6月15日「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催されました。

この会議において、子供の命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）（別添1）が取りまとめられました。

文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）における適切な対応が図られるよう、厚生労働省等とも連携しながら取り組むこととしております。貴職におかれましても、緊急総合対策の趣旨を踏まえ、下記に掲げる取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

また、「平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）」（平成29年10月30日付け29受文科生第612号、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長連名通知）（別添2）においては、児童虐待の未然防止や早期対応のために、各教育委員会等における家庭教育支援の取組の実施をお願いしておりますが、緊急総合対策の趣旨及び内容を参考とした上で、引き続き、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や地域とのつながりづくり等の取組を推進いただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して、本通知を十分周知し、対応に遺漏のないよう御配慮願います。

なお、本緊急総合対策に関しては、厚生労働省より、下記参考資料に掲げる通知等が各都道府県・指定都市等に対して発出されています。都道府県教育委員会教育長及び指定都市教育委員会教育長におかれては、緊急総合対策の趣旨を踏まえ、本件に係る各都道府県・指定都市等からの協力依頼への積極的な対応をお願いします。

記

1. 各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告

各学校において、日常の幼児児童生徒の心身の状況の把握、スクールソーシャルワーカー等による教育相談等を通じて、児童虐待の早期発見に努めること。また、学校が就学時の健康診断実施の際に、「虐待リスクのチェックリスト」（別添3）を活用すること等により、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を把握した場合には、市町村、児童相談所等に情報提供を行うこと。教職員が児童虐待の早期発見に努めるに当たっては、3.

に記載の研修資料における「児童虐待を疑うポイント」を踏まえながら行うこと。

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと、また、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと等を改めて学校に周知すること。

2. 関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認すること。また、学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けて学校における児童虐待防止対策に係る担当者を明確化するなどして、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を推進すること。

あわせて、児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け府子本第760号、30文科初第601号、子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別添資料）（別添4）を踏まえ、適切な運用に努めること。

上記の定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

3. 児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修を実施すること。その際、教育委員会等及び学校においては、「児童虐待防止と学校」、「養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」等の教職員用研修資料を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めること。

4. 啓発資料等の活用

体罰に依存しない育児が推進されるよう、教育委員会及び学校において、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(別添5)等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

5. 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握への協力

厚生労働省が平成30年7月20日に各都道府県等に対して発出した「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について」(平成30年7月20日付け子家発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)(参考1)に基づき実施される調査について、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会(指定都市を含む。)においては、本件に係る児童福祉・母子保健主管部(局)等からの協力依頼に積極的に対応すること。

(添付資料)

- 別添1 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策
- 別添2 「平成29年度「児童虐待防止推進月間」の実施について(通知)」(平成29年10月30日付け29受文科生第612号, 文部科学省生涯学習政策局長, 初等中等教育局長連名通知)
- 別添3 虐待リスクのチェックリスト
- 別添4 「学校, 保育所, 認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成30年7月20日付け府子本第760号, 30文科初第601号, 子発0720第8号内閣府子ども・子育て本部統括官, 文部科学省初等中等教育局長, 厚生労働省子ども家庭局長連名通知)
- 別添5 子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

(参考資料)

- 参考1 「乳幼児健診未受診者, 未就園児, 不就学児等の緊急把握の実施について」(平

成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

参考 2 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」(平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 5 号, 子母発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長, 母子保健課長連名通知)

参考 3 「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 4 号, 子母発 0720 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長, 母子保健課長連名通知)

【問合せ先】

生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
TEL : 03-5253-4111 (内線 3073)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
TEL : 03-5253-4111 (内線 3298)